

入札説明書

令和2年度不正プログラム対策ソフトウェア 1式

令和2年10月

国立研究開発法人国立環境研究所

当研究所の一般競争に係る入札公告（令和２年１０月２８日付）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

１．契約者

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 渡辺 知保

２．調達内容

（１）調達件名及び数量

令和２年度不正プログラム対策ソフトウェア １式

（２）調達件名の特質等 別添仕様書による

（３）納入期限 令和３年１月１５日

（４）納入場所 茨城県つくば市小野川１６－２ 国立研究開発法人国立環境研究所

（５）入札方法

入札者は、納入に係る一切の諸費用を含め、金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

３．競争参加資格

（１）平成３１・３２・３３年度又は令和１・２・３年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」又は「物品の販売」において、「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされている者であること。

（２）国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第５条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（３）国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第６条の規定に該当しない者であること。

（４）契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（５）入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。

４．入札説明書等に対する質問

（１）入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

①受領期間：令和２年１０月２８日から令和２年１１月１１日１７時まで。

②提出場所：〒305-8506 茨城県つくば市小野川１６－２

国立研究開発法人国立環境研究所 総務部会計課契約第一係 狐塚
電話 ０２９－８５０－２３２１

③提出方法：書面は持参、又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする。）により提出する。電子データで提出する場合はワードもしくはエクセルで作成したものを以下の送付先宛に提出すること。

（データの送付先：chotatsu@nies.go.jp）

（２）（１）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①期 間：令和２年１１月１６日１０時００分から
令和２年１２月２２日１１時４５分まで

②閲覧場所：茨城県つくば市小野川 1 6－2

国立研究開発法人国立環境研究所総務部会計課及び当研究所HP上

(3) (1) の質問がない場合、(2) については行わないものとする。

5. 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒305-8506 茨城県つくば市小野川 1 6－2

国立研究開発法人国立環境研究所 総務部会計課契約第一係 狐塚

TEL 029-850-2321 FAX 029-850-2388

(2) 提案書等の受領期限

令和2年12月8日17時00分（厳守）

（郵送による場合には、受領期限までに必着のこと。）

(3) 入札書の受領期限

令和2年12月21日17時00分（厳守）

（郵送による場合には、受領期限までに必着のこと。）

(4) 開札の日時及び場所

令和2年12月22日11時45分

国立研究開発法人国立環境研究所 研究本館Ⅱ 1F 第1会議室

6. その他

(1) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書6(4)に示す提案書を、本入札説明書3(1)の競争参加資格を有することを証明する書類を添付して、本入札説明書5(2)の受領期限までに提出しなければならない。また、封印した入札書を本入札説明書5(3)の受領期限までに提出しなければならない。入札者は開札日の前日までの間において、当所からこれらの書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 提案書の提出方法等

① 入札者は仕様書に係る提案書を以下により作成し、期限までに書面は持参、又は郵送（書留郵便に限り受領期間必着とする。）することにより提出するものとし、原則電送によるものは受け付けない。

② 提案書の構成

仕様書に示す仕様等を満たすことを証明する書類、機器の構成表を提出すること。カタログ等が存在する場合には併せて提出すること。

上記証明書類に記載した機器に係る（販売）価格証明書（別紙5）及び契約実績表（別紙6）（機器販売時の定価及び契約実績）を提出すること。

③ 提出部数は1部とする。

④ 提出された提案書による本競争参加の可否については、次の期間までに連絡をする。

期 間：入札及び開札日の2営業日前17時00分

(5) 入札書の提出方法

① 入札者は別紙1による入札書（別紙入札金額内訳書を含む。（以下同じ））を直接又は郵便で提出すること。なお、金額の記入は、アラビア数字を用いて鮮明に記載すること。また、郵送による提出の際は入札書に入札回数（第○回）を記載すること。

- ② 直接提出する場合は、入札書は封筒に入れ、封印のうえ入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和２年１２月２２日開札（令和２年度不正プログラム対策ソフトウェア１式）の入札書在中」と記入し、提出すること。
- ③ 新型コロナウイルスによる感染症（COVID-19）の感染拡大防止のため、当面の間郵送による入札書の提出は３通まで認めることとする。郵便（書留郵便に限る）による場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ封かんの上、表封筒に「令和２年１２月２２日開札（令和２年度不正プログラム対策ソフトウェア１式）の入札書在中（第○回）」の旨を記載し、中封筒の封皮には、直接提出する場合と同様に氏名等の記載し、本入札説明書５（１）宛に５（３）の受領期限までに確実に到着するように送付すること。
- ④ 入札者は、入札書の提出を行う際には、必要に応じて、入札権限に関する委任状（別紙２・３）を提出すること。
- ⑤ 入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。
- ⑥ 入札書を提出する際には、本入札説明書３．（１）の競争参加資格を有することを証明する書類を提出すること。

（６）代理人又は復代理人による入札

- ① 入札者は、代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）をして入札させる場合には、入札書に入札者の氏名、名称若しくは商号を記入し、代理人等であることの表示及び当該代理人等の氏名を記入し押印（外国人の署名を含む。）をすること。
- ② 入札者又はその代理人等は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

（７）入札の無効

次の各号に該当する入札書は無効とする。

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格を有しない者の提出した入札書
- ② 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ③ 委任状を持参しない代理人等の提出した入札書
- ④ 記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠いた入札書
- ⑤ 金額を訂正した入札書
- ⑥ 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札書
- ⑧ 同一事項の入札について他の競争参加者の代理人等を兼ね、又は二人以上の代理人等をした者の入札書
- ⑨ 同一入札執行回について、入札参加者又はその代理人等が二通以上の入札書を提出した場合
- ⑩ 本入札説明書６（４）②による契約者からの了承を得ることのできなかった者が提出した入札書
- ⑪ 別紙１の入札書及び入札金額内訳書の金額に計算誤りがある入札書
- ⑫ その他の入札に関する条件に違反した入札書

（８）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

（９）開札方法

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人等が立ち合わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、

身分証明書を提示すること。

- ④ 入札者又はその代理人等は、契約者等が特に止むを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤ 開札をした場合において、入札者又はその代理人等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、当日即刻に再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は原則として2回を限度とする。

ただし、郵便による入札を行い、開札当日に入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しない場合においては、入札書の提出数以降の再度入札による入札に参加できないため注意すること。

(10) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書6(3)に従い提案書等及び入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格をすべて満たし、本入札説明書において明らかにした性能等の必要要件をすべて満たし、当該入札書の入札価格が国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

(11) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、速やかに契約書(別紙4)を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印(外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。)し、契約者等が契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 契約者等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(12) 入札心得

- ① 入札者は、仕様書及び契約書(案)を熟読のうえ入札すること。
- ② 入札者は、仕様書について疑義があるときは、当研究所関係職員に説明を求めることができる。
- ③ 入札後、仕様書について不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(13) 契約情報の公表について

- ① 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日当該契約情報を当法人のHPにおいて公表する。

- ② 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づく公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めることとされている。これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のHPで公表することとするので、所要の情報の当法人への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いする。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって、同意されたものとみなすこととする。

- 1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア. 当法人において役員を経験した者が再就職をしていること又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職していること

イ. 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先との契約（予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水料の支出に係る契約等は対象外）について、契約ごとに、物品・役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア. 前記②1)アに該当する再就職者の人数、職名及び当法人における最終職名

イ. 当法人との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

- ・ 3分の1以上2分の1未満
- ・ 2分の1以上3分の2未満
- ・ 3分の2以上

エ. 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3) 提供を求める情報

ア. 契約締結時点における前記②1)アに該当する再就職者に係る情報(人数、職名及び当法人における最終職名)

イ. 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高

4) 公表の時期

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内(4月中に締結した契約については原則93日以内)

(別紙1)

入 札 書

入札金額 金 _____ 円

件名 令和2年度不正プログラム対策ソフトウェア 1式

上記金額をもって、貴所入札説明書承諾の上、入札します。
御採用のうえは確実に履行いたします。
なお、入札説明書別紙7の暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

役職・氏名

⑨

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

< 記 入 例 >
(参考)

入 札 書

入札金額 金 _____ 円

件名 △△△△△△△△△△△△△△△△

上記金額をもって、貴所入札説明書承諾の上、入札します。
御採用のうえは確実に履行いたします。
なお、入札説明書別紙7の暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

年 月 日

住 所 ○○○○○○○○○○○○
商号又は名称 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
役 職 ・ 氏 名 代 表 ※ ※ ⑩または
 (復) 代 理 人 ☆ ☆ ⑩
※ 代理人又は復代理人が入札の際は記名・押印すること

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

(別紙2)

年 月 日

委 任 状

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

委任者：住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印
印

今般、私は、 を代理人と定め、令和2年10月28日付公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「令和2年度不正プログラム対策ソフトウェア 1式」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所
商号又は名称
役 職 ・ 氏 名

記

- 1. 本入札に係る一切の権限
- 2. 1. の事項に係る復代理人を選任すること

代理人使用印

(別紙 3)

年 月 日

委 任 状

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

委任者：住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

今般、私は、 を復代理人と定め、令和 2 年 1 0 月 2 8 日付公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「令和 2 年度不正プログラム対策ソフトウェア 1 式」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所
商号又は名称
役 職 ・ 氏 名

記

1. 本入札に係る一切の権限

復代理人使用印

(別紙4)

契 約 書 (案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 渡辺 知保(以下「甲」という。)は、
(以下「乙」という。)と下記物品購入について、次の条項により契約を締結する。但し、現品を甲の指定する場所に納入(搬入の場合も含む。以下同じ。)するまでに要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

1. 件 名 令和2年度不正プログラム対策ソフトウェア 1式
2. 契 約 金 額 金 円(うち消費税額及び地方消費税額 円)
3. 契約保証金 免除

(納入場所及び期限)

第1条 現品の納入場所及び期限は次のとおりとする。

場 所	仕様書のとおり
期 限	令和3年1月15日

(納入検査)

第2条 乙は、現品を納入するときは、必要事項を甲に通知し、立会のうえ検査を受けなければならない。但し、乙に差支えがあつて立会することができない場合は、あらかじめ甲の承諾を得た確実な代理人を差し出さなければならない。

- 2 甲は前項の通知を受けたときは、乙から通知を受けた日から10日以内に納入検査をするものとする。
- 3 納入現品は、すべて甲の指示(仕様書等)のとおりであつて、甲が行う検査に合格したものでなければならない。
- 4 前各項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(所有権の移転及び危険負担)

第3条 納入現品の所有権は、甲が前条の検査の結果、合格品と認め、検印を押印し、合格品を受領して、乙にその受領書を交付したときに移転する。また、受領書が発せられるまでの現品亡失毀損等の事故その他一切の責任は、乙の負担とする。但し、甲の故意又は重大な過失によつた場合は、この限りでない。

(不合格品引取)

第4条 乙が、甲の施設を利用して第2条の検査を受け、その結果不合格となつた現品は、甲が指定した期限内に持ち去らなければならない。

- 2 甲は、前項の期限経過後は何時でもその現品を他の場所に運搬し又は第三者に保管を託すことができる。但し、その費用一切は、乙の負担とする。

(納期の有償延期)

第5条 乙が、第7条以外の事由によって、第1条の場所及び期限内に合格品の納入ができないときは、乙はその事由を詳記して納入期限内に延期を請求することができる。この場合、甲は特に事情止むを得ないものと認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(遅滞料)

第6条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条で定める法定利率で計算した額とする。

(納期の無償延期)

第7条 天災地変その他乙の責に帰し難い事由によって、第1条の場所及び期限内に現品の納入ができないときは、乙はその事由を詳記して納入期限内に延期を請求することができる。この場合、甲はその請求が正当と認めたときは、特に前条の遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(契約の解除)

第8条 甲は、自己都合により、この契約を解除することができる。但し、解除により生ずる損害については、第10条第2項によることとする。

- 2 次に掲げる事項の一に該当するときは、甲は、催告することなくこの契約を解除することができる。
 - 一 第5条及び第7条に規定する外、第1条の期限内に合格品の受領を終了しないとき。
 - 二 乙がこの契約の解除を請求し、その事由が正当なとき。
 - 三 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 四 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認めたとき。
 - 五 乙が第12条又は第13条の規定に違反したとき。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
 - 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 4 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(違約金)

第9条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 甲が第8条第2項、第3項又は第4項の規定により契約を解除したとき。
 - 二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。
 - 三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。
 - 四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。
 - 五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 六 この契約に関し、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体（以下「乙等」という。）に対し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 七 この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 八 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条で定める法定利率で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

- 第10条 乙の契約不履行によって、甲が損害を受けたときは、甲は乙に対してその損害を賠償させることができる。
- 2 乙が、この契約を誠実に履行する目的で調達又は製作等に着手後、第8条第1項による解約のため損害を生じたときは、乙は甲の意思表示があった日より10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
 - 3 甲が前項の請求を受けたときは、その確証があるものに限り、適当と認めた金額を賠償することができる。但し、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。

4 甲は、第8条第2項、第3項又は第4項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(契約代金の支払)

第11条 乙は、第3条の所有権の移転が行われた後、契約代金の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して60日以内に契約代金を支払わなければならない。

(権利義務の譲渡)

第12条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に洩らし、又は利用してはならない。

(担保責任)

第14条 甲は、納入現品について納入後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、他の良品と引換えさせ、あるいは修理させ又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第15条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 渡辺 知保

乙

(別紙 5)

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所 殿

住所

会社名 

代表者名 

価 格 証 明 書

下記の製品の金額は定価であることを証明致します。

記

件 名	規 格	数 量	金 額

(上記金額は消費税を含んでおりません。)

(別紙6)

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所 殿

住所

会社名 印

代表者名 印

契 約 実 績 表

下記の通り相違ありません。

記

件 名・規 格	契 約 先	契約年月日	数量	定 価	契 約 価 格

(上記金額は消費税を含んでおりません。)

(別紙 7)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の国立研究開発法人国立環境研究所へ報告を行います。

(参 考) 入札参加に当たっての留意事項

1. 本調達に関する照会について

本調達に関する照会については、必ず書面によるものとする。

なお、質問回答書は当研究所において直接閲覧できるほか、当研究所HP上でも閲覧可能である。

2. 入札書について

入札書については、応札者において適当部数コピーの上、記名、押印（代表者印）し用意すること。

なお、代理人をもって入札する場合の記名、押印は、必ず委任状で委任される者のものと同一とする。

3. 委任状について

1) 代理人が応札する場合には必ず委任状を提出すること。

2) 本社（代表者等）から直接委任を受ける場合には、別紙2の代理人の委任状を、支社等を経由して委任を受ける場合には、支社長等への代理人の委任状（別紙2）と支社長等から復代理人への委任状（別紙3）の両方を用意すること。

4. 資格決定通知書の写しを用意すること。

5. 郵送による入札を行う場合においても、資格決定通知書の写し等必要書類を提出すること。

仕 様 書

1. 件 名 令和2年度不正プログラム対策ソフトウェア 1式

本仕様書は国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和2年度不正プログラム対策ソフトウェア 1式」について規定する。

2. 数 量 1式

構成内訳 不正プログラム対策ソフトウェア 2,800 ライセンス

3. 研究内容・購入目的

NIESでは、情報セキュリティ対策の一環として、不正プログラム対策ソフトウェアを導入しているが、一層複雑化・巧妙化するサイバー攻撃への対応として、従来のシグネチャ型の既知マルウェア検知方式ではない、未知の不正プログラム対策を機能導入する必要がある。併せて、コロナ禍を契機として自宅就業が浸透し、モバイル端末を用いたオフィス外での業務が増加していることから、エンドポイント（端末等）において、ふるまい等を基にマルウェアを検知し、端末のマルウェア感染を初期段階で停止できる機能を導入するものである。

これらに対応するため、非シグネチャ型の不正プログラム対策ソフトウェア（Next Generation Antivirus。以下「NGAV」という。）とともに、端末への侵入を前提とした脅威の検知、端末の隔離などの機能を備えた製品（Endpoint Detection and Response。以下「EDR」という。）を導入するものである。

4. 仕様・規格等

「不正プログラム対策ソフトウェア 1式」については以下の仕様を満たす必要がある。

A 不正プログラム対策ソフトウェア 2,800ライセンス

<機能概要>

(1) 複数の OS に対応していること。

多様な端末を守るため、Windows、Mac、Linux に対応していること。

(2) クラウドサービス(SaaS)型のシステムであること

テレワークにも対応するために、研究所外においてもインターネットに接続されていれば、脅威の検知や端末の隔離などが管理者の統制により可能であること。

(3) 拡張機能を提供していること

本調達範囲に含まれないが、今後の拡張機能として次の機能を提供していること。

a, Windows 端末において、USB デバイスに対する制御を行える機能

b, Windows 端末において、OS、アプリケーションの脆弱性をリアルタイムで評価できる機能

OSについては、パッチ適用状況、脆弱性(CVE)の有無、CVSS Base Scoreが表示されること

- c, Windows 端末において、OS 標準のファイアーウォールのポリシーを設定、適用することができる機能
- d, ウィルス対策ソフト(NGAV)で検知、ブロックした検体を自動的に挙動解析、亜種などの関連性のあるマルウェア、脅威情報と連携した分析ができる拡張機能
- e, OS の情報など、資産管理の機能 (Windows 端末では、利用しているアプリケーションの情報、アカウントの利用状況等の可視化などの機能)
- f, 本調達で導入されるソフトウェアがインストールされていない端末や管理外端末の把握ができる機能
- g, 上記拡張機能を追加する際、既にインストールされているソフトウェアに追加、変更を加えることなく、管理サーバ側でライセンスを追加するだけで拡張できる機能

<必要な機能要件>

① NGAV : AI・機械学習型のシグニチャに依存しないウィルス対策機能

② EDR : 端末内の挙動の記録、脅威の痕跡の検知、対処機能

(1) 共通要件

- a, クラウドサービスの製品であること。
- b, クラウドサービスとしてのセキュリティ認証として、以下のいずれかを取得していること。
 - ・SOC2-Type II
 - ・ISO27001
- c, 独自の脅威インテリジェンス(攻撃者、攻撃の分析情報等)を有し、サービスとして外部に提供していること。
- d, 各機能を一つのエージェント(ソフトウェア)をインストールすることで実現できること。
- e, エージェント(ソフトウェア)は、カーネルモードで動作すること。
- f, エージェント(ソフトウェア)をインストールした後、再起動なしで動作すること。
- g, 各機能のについて同一の管理コンソールで操作できること。
- h, 管理コンソールは、クラウド上に実装され、内部にサーバを構築する必要がないこと。
- i, エージェント(ソフトウェア)が強制停止されない仕組みを有していること。
- j, エージェント(ソフトウェア)のインストールフォルダの内容が変更されるなど、センサーの動作が阻害される様な振る舞いが発生した際に対処できる仕組みを有すること。
- k, エージェント(ソフトウェア)をインストールした端末一覧を管理コンソールから確認できること。
- l, インストールされているセンサーのバージョンを確認できること。
- m, OS やエージェント(ソフトウェア)のバージョンなどを利用して端末の絞り込みが可能なこと。
- n, エージェント(ソフトウェア)の自動更新(バージョンアップ)機能を有すること。
- o, 端末のグルーピングができ、グループごとに任意のポリシー(ブロック設定、自動更新)が適用できること。
- p, エージェントから収集したログを任意のタイミングで、すべてローカルにダウンロードして長期間保存できる仕組みを有すること。

(2) 個別要件

① NGAV 機能

- a, シグネチャに依存しない検知技術を実装していること。
- b, IOC（脅威の痕跡）だけではなく、IOA（攻撃の痕跡）による検知、ブロックができること。
- c, 設定により検知モード、ブロックモードの切り替えができること。
- d, 既知・未知のマルウェアの検知、ブロックができること。
- e, マルウェアの隔離ができ、万が一誤検知だった場合に備え、隔離を解除する機能を有すること。
- f, PowerShell を使うファイルレス攻撃の検知、ブロックができること。
- g, 端末がオフライン状態でもマルウェア、ファイルレス攻撃の検知、ブロックができること。
- h, ファイルレスの攻撃にも対応するため、プロセスの不正な振る舞いに対しても自動的にブロックする機能を有すること。
- i, リスクの軽減とブロック率の向上のために、ファイルの実行時だけでなく、実行される前のファイルの書き込み時にもログが収集される機能を有すること。
- j, ブロックの設定が柔軟に行えるようにするため、サーバや業務端末、利用する組織ごとにグルーピングが自動的に行え、それぞれのグループごとに異なるブロック設定が適用できること。
- k, 独自の脅威情報(インテリジェンス)を有し、検知された脅威を照合し、その脅威情報が表示されること。
- l, 第三者機関による AV としての認証・評価実績を示せること。

② EDR 機能

- a, PowerShell などのファイルレス攻撃を検知可能なこと。
- b, コマンドラインの内容が確認できること。
- c, 別プロセスへのインジェクション状況の確認ができること。
- d, プロセスが実行したディスク上の書き込み／読み込みの確認ができること。
- e, プロセスが実行したレジストリ上の更新が確認できること。
- f, プロセスが実行したネットワークオペレーション(DNS,IP アドレス)の確認ができること。
- g, インシデントに紐付く各プロセスの動作の可視化が可能なこと。（正規プロセス含めて）
- h, ファイルハッシュ、ファイル名、ホスト名、ドメイン、IP アドレス等による調査ができること。
- q, アラート発生時のトリアージを容易にするために 「Critical」や「Low」などの重要度(3段階以上)が自動的に表示されること。
- i, 日々進化する新しい攻撃を自動的に検知するために、バージョンアップなどに依存せずにリアルタイムにメーカーが検知ルールを自動更新すること。
- j, 管理画面より Windows、macOS、Linux の端末をネットワークから隔離・解除ができること。
- k, 端末に対してコマンド実行が可能なこと。(ファイルの取得・削除、プロセスの一覧表示・停止、レジストリの修正等)
- l, ハッシュ値によるブラック／ホワイトリスト登録が可能なこと。
- m, プロセスメモリダンプが取得できること。
- n, カーネルのメモリダンプ(フルメモリダンプ)が取得できること。
- o, Windows イベントログファイルが取得できること。

- p, 機械的に検知できない脅威を 24 時間 365 日で専門家による監視、探索により検知精度を強化することができ、発見された新たな脅威について管理画面上にアラートを生成、通知を行うこと。
- q, 分析環境は、組織毎ではなく、グローバル規模での分析を行っていること。
- r, 独自の脅威情報(インテリジェンス)を有し、検知された脅威を照合し、その脅威情報が表示されること。
- s, 第三者機関による EDR としての評価実績を示せること。
- t, ログの保管期間については、以下とすること。
 - ・ 検知に関連する情報 : 最低 90 日間
 - ・ 検知に関連しないログ(未検知) : 最低 7 日間

*ただし、以下の機能があること。

(エージェントから収集したログを任意のタイミングですべてローカルにダウンロードして長期間保存できる仕組みを有すること)

(3) 対象 OS

以下のうち、ベンダーサポート期間内のバージョンに対応していること。また、新しいバージョンが出た場合の過去 2 年の対応実績として、半年以内に対応できていること。

- a, Windows
- b, Windows Server
- c, macOS
- d, Linux(CentOS、RHEL)

B 保守体制・サービスレベル

- (1) 本ライセンスの有効期間は、令和3年1月1日から令和8年3月31日までであること。
- (2) 製品のサポート窓口があり、導入後（納入引渡し完了した時点をいう。）平日9:00-17:00の Webやメール、電話での問い合わせが可能なこと。

C その他

- (1) 納品検収について、納入した物品が検収内容を満たさないと NIES 担当者が認める場合には、6. の期限内に対処すること。

5. 納入場所

茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人 国立環境研究所

6. 納入期限

令和3年1月15日

7. その他

- (1) 本仕様書の内容に疑義等が生じた場合はNIES担当者と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年

法律第100号) 第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

(3)本調達に係る応札額については、令和3年1月1日から令和8年3月31日までの期間分とし、本調達に係るライセンス費用は納品検収後の一括前払いとする。

なお、本調達にあたって、クラウドストライク社の製品を選択する場合、NIESはクラウドストライク社より特別条件の設定を受けているため、応札時にはクラウドストライク社と必ず連携すること。